

第5回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成30年4月19日（木）10：00～11：40

会 場：市役所本庁舎2階 第一委員会室

出席者：木村民男委員（会長）、氏家靖浩委員（副会長）、庄司智弥委員、高橋興委員、
笛木啓介委員、藤原啓二委員

次 第 1 開会

2 議事

（1）これまでの体罰等の防止に関する取組みについて

（2）今後の進め方について

（3）その他

3 閉会

配布資料 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿

資料2 「いじめ対策推進室」の新設について

資料3 第一次提言に係る平成30年度取組状況

資料4 体罰等に関する全校アンケート調査の集計等の状況について

資料5 体罰等の防止に関するこれまでの取組状況について

1 開 会

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

（資料1に基づき出席者紹介）

○事務局（子供未来局長より挨拶）

委員の皆様にはご多忙の中、仙台市いじめ対策等検証専門家会議にお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年10月の第1回会議以降、これまでのいじめ防止に係る施策はもとより、発達相談支援センター、児童相談所といった専門機関が担う役割、学校の体制や地域との連携のあり方などを多角的に検証し、皆様の専門的な知見に基づいた貴重なご意見をいただいております。

そして今年1月には、早急な着手や強化が望ましい項目を中心として第一次提言をまとめていただいたことに改めて感謝を申し上げます。私どもといたしましても、皆様から頂戴した第一次提言を踏まえまして、教育委員会の取り組みを中

心に30年度予算に反映し、スピード感を持って実行していくこととしております。

いじめ対策は、教育行政部門にとどまることなく、広く一般行政部門においても対応していかなければならない本市の最重要課題の一つでございます。こうした課題認識のもと、この4月に、いじめ対策の総括的な役割を担う組織として市長部局の子供未来局にいじめ対策推進室を設置し、本市の各組織の連携をさらに強化しながら、市全体で一丸となって取り組みを進めていくこととしております。

引き続き、いじめや体罰の防止に関する施策の効果的な推進を図るため委員の皆様から広くご意見を頂戴し、私どもの具体の施策に反映させ、子どもたちにとってよりよい教育環境の実現に向け、しっかりと取り組んでいく考えでございます。今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

（資料2、資料3の案内）

○木村会長

昨年度は、短期間のうちにそれぞれの専門家の方々からご忌憚のないご意見をいただいて第一次提言までこぎ着けました。残されている課題はまだまだあるのですが、郡市長のほうに第一次提言を提出いたしまして、ただいまの資料にあるようにかなりの部分を30年度の予算あるいは事業に反映させていただいたなという気持ちでおります。しかし、その一方で、委員の皆様からは、いじめを防止するための施策をどういうふうに立ち上げていくか、具体化が足りないというご指摘をいただきました。また学校の土壌づくりに関して、本来、学校は子どもたちにとっても教師にとっても保護者にとっても楽しいところであるべきだという意見をたくさんいただきました。それを各学校にどのようにつくっていくかということが今後の大きな議論になるかというふうに思っております。

本日の議題は体罰も含まれるわけですが、特にその辺を深めて、もし議論が途中であれば次の会にも持ち越して議論を深めてまいりたいというふうに思っています。

初めに、本日の会議の議事録署名人でございますが、藤原委員をお願いしたいと思います。

（藤原委員・了）

2 議 事

○木村会長

それでは、本日の議事は、その他にも含めて3点ございます。まず初めに、(1)のこれまでの体罰等の防止に関する取組みについてということでございます。

体罰や不適切な指導に関する全校アンケート調査につきましては、第1回、第2回の会議におきまして実施状況について報告があったところでございますが、資料4につきましてはその集計等の状況をまとめたものでございます。また、資料5につきましては、これまでの体罰等を防止するための取組みをまとめたものでございます。

資料4、5あわせて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（副教育長）

詳細なご説明に先立ちまして、この場をおかりいたしまして、教育委員会から一言お話しさせていただきたいと思っております。

まず、今回の体罰等に関するアンケートにつきましては、仙台市の数多くの児童生徒、また保護者の皆様にご回答、それから聞き取り等のご協力をいただいたものでございます。私どもとして大変感謝を申し上げたいと思っております。

後ほどご説明いたしますけれども、今回の調査では多くの教員の体罰・不適切な指導が明らかになったところでございます。こちらにつきましては、児童生徒の皆様、保護者の皆様にご迷惑をおかけしたものと私ども考えております。大変申しわけないと思っております。私どもといたしましても今回の結果を重く受けとめ、体罰の根絶に向けまして、この会議でのご議論もしっかりと踏まえながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。

では、資料に基づき、ご説明につきましては教育人事部長から申し上げたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○事務局（教育人事部長）

(資料4に基づき説明)

○事務局（教職員課長）

(資料5に基づき説明)

○木村会長

感想や確認も含めて各委員からご意見をいただきたいと思います。

○氏家副会長

率直な感想ですが、私はこの会議に学校心理士会の代表として参加しており、自分自

身は特別支援教育と教育相談を専門としていて、各学校の校内研修の講師をお引き受けすることが多くあります。そこで、学校単位の校内研修会という場に講師で招かれて行ったときにまず気づくのは、先生方が疲れ切っている様子と、講師に対する冷たい眼差しです。圧倒的な冷たい眼差しをいかに砕いてその場を柔らかくするかが私の最大の仕事だと思っております。体罰に限らず、気がかりな生徒さんがいたというときに、先生はどうぞ一人で抱え込まないでください。学年としてであり、教科としてであり、あるいは保護者と一緒にとか、事と次第によっては生徒本人でもいいから、どうかかわったらいいかということを知りたいの気持ちになってくださいということをお聞きしたいです。これを散々言わせてもらうような研修をここ数年お引き受けしています。

今のようなことをなぜ申し上げたのかといいますと、とても資料は充実していますが、多分、先生方は消化し切れていないのではないかと感じるのです。私たちはどうしても加算型で考えていくといいますか、後で抜けていたと言われないようにするためにいろいろなものを網羅しておくほうが重要だと思います。しかし、スクール・コンプライアンスの携帯シートを頂戴したときに思いましたが、今度、逆に聞いてみたいのは、先生方でこれをちゃんと読みましたかという調査をしてみたいくらいな気がいたしました。私自身も先生方に、体罰だけでなく、いじめのことに對して敏感になっていただきたい、あるいは自分の指導法の振り返りをしてほしいとかということをお聞きしたいです。これを校内の研修会などで申し上げて、少しでも意識を高くしようというときに、多量をお押しつける一方的な講義型でやるだけでは先生方は十分に消化できないでしょうし、少ない量でもやっぱり不足が出てくるかと思っております。先生方の意識改革、特に若い先生よりもキャリアが上がった先生の指導の良い点や悪い点を気づかせるような校内の研修会であるとか、気づきを与えるための資料は、量的には網羅されていると思いますが、提示の仕方やツールとしての生かし方についてはまだ検討の余地があるのではないかなという気がします。これは体罰に限らず、いじめのこともそうですし、教科の教育、生徒指導、全てにわたることなのですが、先生方がこれを校内の研修で使いこなせる、個々の先生方が疲れ切った後でも見て理解できるというところまでの工夫が必要なのではないかと思っております。量は全く問題ないと思っております。

○庄司委員

アンケート調査の際に調査内容が、「体罰や不適切な指導を受けた又は直接それを見聞きした経験」ということですが、どういうのが体罰に当たるのかという体罰の定義のようなものは書いてアンケートをとったのかどうか。

2点目の質問が、体罰を行った学校のほうに調査をするようにと確認をされているということだったのですけれども、この際、当該教員が体罰かどうかわからなくて無自覚で行っていたということなのか、それとも体罰に当たるとわかってはいたのだけれども、指導に有益だと思ってやったのか、それともほかに方法がないということで、やり方がこれしかないと思ってやったのかで全く意味が違うと思うのですが、そのあたりの調査も行われているのかどうか。

3点目が、資料5-1のところ、平成25年の段階で、体罰の実態調査を実施して報告願いますということになっているので、平成25年の段階で一度、体罰の調査を行っていらっしゃるということになるのだらうと思いますが、この調査結果と今回の調査結果というのは比較されているのかどうか。

その3点、教えていただければと思います。

○事務局（教育人事部長）

それでは、まず1点目でございます。体罰や不適切な指導の定義を示したかどうかということでございますが、アンケート調査の用紙に、ここでは児童生徒の身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるような体罰及び教員による不適切な指導をいいますということを示しながら、体罰には次のようなものが該当しますということで、殴る、蹴る、つねる、突き飛ばす、転倒させる、トイレに行かせない、長時間正座させたり同じ姿勢を保持させるなどということで例示をしています。それから不適切な指導には例えば次のようなものが該当しますということで、暴言、無視する、威圧的な指導、不適切な内容を話す、特定の児童生徒にことさら厳しく指導するなどということで例示し、調査をかけたというところでございます。

それからもう1点、教員が体罰に当たるとしてやったのか、それしかないと思ってやったのか、あるいはそれが指導に有効だと思ってやったのかということでございますが、このあたりの調査というのは、例えば教員から聞き取りを行ったりであるとか、あるいは顛末書のような形で書かせたりであるとか、そうしたところを行わないとなかなか出てこないというところがあるのですけれども、そこまでの調査は今時点では完結していないというところがございます。ただ、我々として、今継続中でございますので、出ているものを見てもみますと、それが体罰に当たるとは思っていないでやっているという例はあります。例えば肩を揺すぶったりであるとか、ちょっと小突いたりであるとか、そういったものが無自覚に行われると、親しさの延長の中で行われるようなところを教員は思っているのだけれども、子どものほうが全くそういうふうに

受けとめていないというようなどころがあったり、あとは周りで見ている子どもたちがそれはおかしいのではないかと思っているというようなどころはございます。

それから、見てまいりますと、学校のいろいろな状況の中で、この場面では指導をしなくてはいけない、例えば一人私語を続けている者がいて、ほかの子どもたちもいる場合、何とかこの場は収めなくてはいけないというところで焦りが高じて、本来、冷静であればやらないのしょうけれど、ちょっと引っ張って「早くしなさい」という形でやってしまったといったものも非常に見受けられると思っています。まさにそういった部分が今後、調査、分析していく中で類型化できるのではないかということを考えて、そういったところをさらに掘り下げて調査をしたいと今思っているところでございます。

それから、平成25年度の調査との件数比較でございますけれども、平成25年度の調査につきましては、文科省から各自治体への通知に基づき実施しており、その段階で上がってきた体罰というのは、具体的な件数で申しますと63件という中身でございました。一応それはそれとしながら、件数的な比較というのは我々も見ています。ただ、その際の捉え方が今回と共通しているのかどうかというところの精査はまだでございますし、あと今回、何よりもアンケートの回答の中では我々自身が特定できなかったという件数も大分含まれていますので、比較の対象として適切なのかどうかというところは今の段階で我々として成案を得ていないというような状況でございます。

○庄司委員

まさに精査、あるいはさらに調査をご予定ということだったので、それに期待をと思っておりますけれども、なぜ平成25年の調査と比較していらっしゃるかを確認したかということ、体罰への理解の状況が平成25年から全然変わっていないとすると、体罰がなくならないのは、まさに体罰の部分についての理解が十分ではないというところが原因だろうと思っておりますし、逆に指導に有益だというような誤解がまだあるということであれば、やはりここも問題だろうと思っております。件数ではなくて、体罰に対する理解とかあるいは指導の必要性とか、そういうふうなところで誤解があるとなると、根絶に向けた動きとしてはまだまだ道半ばだというふうなことになるのではないかなと思ったところでございます。件数自体はまさにおっしゃるとおり、定義や捉え方というところで変わってくるというところもあるでしょうから、余り重要ではないかなと思っております。

アンケートのほうの定義というところがある程度具体的に例示されているということ

であれば、まさに子どもの側あるいは保護者の側の認識と、教育委員会、学校の側の認識というところで体罰に対するイメージの違いというのが出てくるということではないのだろうと思いますが、そうだとすると資料4の2(2)(3)の数字のずれというのがどの辺に起因するかということがまた問題になってくるかなと感じたところでございます。

○藤原委員

私からは2点ありますが、1点目は、やはり体罰というのは当然にだめなことです。それはこの資料にもありますが、体罰された子ども、それから周りで見ている子ども、そこにどう影響するかといったことです。やはり大人が体罰をしていて、またマスコミ、インターネットで報道されて、子どもがそれを見て、体罰はいいのだといった意識になるのではないかなど。そうすると、それが究極的に前回までのいじめに影響してくる可能性もあるのではないかというふうに思っています。そういったところは管理する側、学校、教員の皆さんを管理する側にとっては非常に大事な事かと思えます。

それからもう1点は、資料4の3ページの6番に、今後の対応ということで記述はありますが、これを見ますと、今回のアンケート調査による事実確認等をふまえ、教員がなぜ体罰・不適切な言動をしてしまったのかなどを分析したいというふうには書いているのですが、これも管理する側とすれば、やはり何でやってしまったのといったものも一つ問題となってきますし、学校ごとの地域性といったものがもしかしたら分析に必要なかというふうに考えています。

○笛木委員

まず、体罰等に関するアンケートの集計結果のところ、2ページの(2)が体罰や不適切な指導を受けた経験が「ある」と答えた児童生徒の数が載っていて、3番は、確認した数という話だと思います。これはアンケートをとって、学校ごとに分けて、一回学校に戻して、学校で確認作業をした後の確認できたという件数なのかなと私は理解したのですが、例えば(2)で体罰や不適切な指導を受けた経験等「あり」の状況において、中学校で児童・生徒本人が受けたという数は131件あって、(3)で体罰または不適切な指導等として確認した件数は、中学校では体罰12件、不適切な指導81件、合わせて93件ですから、前者の本人が受けたという数字と比べて数字的に少なく、7割ぐらいになっています。残りの3割はまだ確認できていないのか、体罰ではなかったということなのか、そういう事実はなかったということなのか。そ

こら辺のところがいまひとつ読み取れなかったので、教えていただきたい。

もう一つ、資料5-8に、それぞれの学校のコンプライアンス研修の実施報告書ということで、幾つかの学校のもがここにあるのですが、これは例えば月1回は必ずやりなさいという縛りがあるとか、1回あたりは30分以上ですとか、回数とか時間の縛りとか、あと例えば体罰についてとか、いじめについてとか、個人情報の管理についてとか、分野ごとに必ずここは網羅してやりなさいよと、そこら辺の縛りがどこら辺まであるのかお聞きしたいと思います。例えば一番最後の高校のものをみると、月1回ペースで結構な回数やっぺいらっぺいします。職員会議終了後の研修会で例えば30分なりきっちりやると、結構教員のほうはぐったりするような内容ばかりなのかなと。そこら辺の様子がもしわかれば教えていただけるとありがたいです。

○事務局（教育人事部長）

まず、前段のほうでございまして、(2)の表から(3)に移るまでの間に件数が非常に少なくなっているということですが、少なくなっている原因の大多数というのは、結局のところ、無記名であったり、教員の名前が書いていないであったり、「なぐられました」一言であったり、そういったことでの事実特定ができなかったというものがほとんどの場合でございます。一部には、体罰ではないのではないかとこのように思われるものもあったというレベルでございます。例えば、何かしらほかの子どもたちに危害を加えようとして、それを制圧するような形で床に伏せさせて押さえ込んだとかそういった記述もありました。件数についてはどれがどれぐらいというものを持ち合わせておりませんのでお話しすることは今時点ではできないのですが、大多数は特定できない、一部そうではないのではないかとこのように判断をしているものもあるというようなレベル感でございます。

○事務局（教職員課長）

資料5-8、コンプライアンス研修のことについてご回答したいと思います。

まず、回数、それから時間の縛りなどについてでございますが、職員会議の前後にセットでやっているという学校が多くございまして、回数等の縛りは市教委事務局としては設けていないのですけれども、おおよその学校で10回程度実施している場合が多いと思っております。また、時間の縛り等につきましても市教委としては指示をしていないところでございまして、学校の実情に応じて短時間で効果の上がるような方法で実施をしているところです。

それから、内容についてでございますが、多くの学校では、今日も資料として載せて

おりますが、コンプライアンス携帯シートによって全体を網羅するような研修と、それからその時々状況に応じて、焦点を絞った研修をしているところでございます。

また、私たち市教委事務局としましても、年間5校程度、学校を抽出しまして、学校でのコンプライアンス研修の様子を見に行き確認をしているところでございます。

○笛木委員

研修のことについては、今、職員会議の前後にセットで行う場合が多いというお話でした。うちの学校でもそのような形でやることもあるのですが、その場合、多分そんなに時間がとれないですね。職員会議で打ち合わせる内容をこなすだけで大体1時間ぐらいかかってしまい、勤務時間とか休憩時間との絡みでそれ以上延ばすとなかなか難しいという感じになってしまうような気がします。短い時間で効果が上がるような方法というお話もありましたので、それぞれの学校で工夫してやっつけようと思うのですが、今年はいじめの話でいくとか、体罰について重点的にやっつけようとか、焦点を絞ってやっつけようという方法もいいかと思いました。

先ほどのアンケートの結果のお話は、説明をお聞かせいただいて何となく理解はいたしましたので、これはありがとうございました。

いずれにしろ、余裕のある教員というのは今現在そんなにいませんから、教員に向けて研修をやっつけ、自分のこととして考えてくれるような工夫が必要かなと思っています。

私は中学校の校長として、若い子たちとか結構ベテランの方とかと毎日話をしていきます。つい先日は、部活の主力の選手が「私はやめます」と言ってきたものだから、かあっと頭に血が上って、自分のしていた腕時計をその場で地面にたたきつけて壊してしまったという話を聞きました。瞬間的にそんなふうになってしまうというのもやはり教員の気持ちの中に余裕がない部分があって、そういう行動に結びついてしまうということは結構多いと思います。そこら辺で、仙台市の、35人学級の推進ということについては、教員の余裕も生み出しながらというところをやっつけていただいているなど感じており、市の方向性としては安心できる部分だと思います。一方、教員も今厳しい現状にあるというところを考えながら、研修などはうまく進めていかないと難しいと感じております。

○高橋委員

体罰については教員と保護者と捉え方が違うというふうなこと、感覚が違うということがずっと議論されてきたと思います。それは今でも、そういった捉え方の違いとい

うのはあるのではないかと思います。調査の分析を通じて、そうした違いというものを感ずることはなかったかどうかについてまずお尋します。

それから、体罰の調査について、体罰をどのような表現でどのように定義して回答を求めたかというところは、非常に関心があります。

古い話ですけれども、私も若いころ高等学校の教員をしていましたが、やはり私と保護者とでは体罰についての感覚が相当違いました。今、私が担任している生徒が喫煙をした時のことを思い出したのですが、通常、私の勤務する学校では生徒が喫煙をした場合、大体1週間の停学ということで、保護者を呼び校長室で言い渡しをしました。校長から保護者に処分への理解を得るため事案の説明をしたところ、突然、父親が「あれほど自分の部屋以外では吸うなと言っていたのに」と言って、校長の前で生徒を激しくたたいたのです。これは極端な例かもしれないのですが、私の印象では、結構そういった感覚が家庭でもあると思います。そして、今日でも「先生、たたいてもいいから悪いことしないようにしてください」と言う保護者がいるという話を現役の先生方に聞くものですから、体罰についての感覚や捉え方の違いについてお尋ねしたいということが1点でございます。

それから、今日の資料には、体罰の状況「あり」を追跡した調査の結果も示されておりますけれども、どういう場面、例えば授業時なのか、あるいは部活動のときなのか、あるいは部活動以外の放課後のある場面というふうなことなのか、あるいは体罰が行われた場所はどこなのか。そうしたことについて、追跡調査でまとめられていればお聞かせいただきたい。平成27年度中に教職員が処分された事案について、文部科学省が都道府県と指定都市の教育委員会に調査をしたものが平成28年12月22日付で公表されています。その中では体罰がどういう状況、どういう局面で行われた、場所がどこかということが示されています。そここのところが、私は結構重要なことではないかと思っており、わかっていればお答えいただきたいと思います。

それからもう一つは、体罰についてはさっきの理解のことも含めて、体罰と判断される行為と、許容される行為の参考事例が文部科学省から示されています。表現が適当でないかもしれませんが、グレーゾーンについて、仙台市の学校教育現場で議論されることはないのか、調査と分析を通じてわかっていればお知らせください。

○事務局（教育人事部長）

まず、最初にございました教員の側の体罰に関する感覚と保護者側の体罰の感覚について、今回の調査で違いが見えるようなところがあったのかというご質問ですが、今

回の調査を通じてという中では、そこまで違いがあるなと思ったということはないところでございます。しかしながら、この調査を行う前に、学校から報告があった場合、保護者の言い分であったり教員の言い分であったりを聞くわけですがけれども、その中では教員はこのぐらいは体罰に当たるとは思わなかったというようなことを口にする場合もございまして、保護者も実はそれは納得しているのだけれども、周りの子どもがそれを見て、その保護者に伝わって、その当事者ではない違う保護者のほうから、これはいけないのではないですかというようなことで学校に来る、あるいは教育委員会に電話が来るというようなことはございまして。そこはいわゆる学校・教員側、それから保護者の間の中でも許容範囲といいますか、体罰に当たる、当たらないという捉え方がちょっと違うのかなということを感じる場面はありまして、そこは今回いろいろ考えていく上では分析をしなくてはいけないところかと感じていたところでございます。

それから、質問の第3点目について私のほうからお話し申し上げますけれども、学校教育法で、教育上必要があると認めるときは、児童、生徒、学生に懲戒を加えることができるというような定めがございまして、確かに文部科学省の通知では、その懲戒と体罰等の参考事例というのも公表されています。それは注意、叱責、居残り、個別指導、起立、宿題、清掃、学校当番の追加などが載っているわけですがけれども、それとともに、個別具体的に子どもたちがどう思うのか、あるいはその全体の客観性を見て判断する必要があるとされています。ですので、例えば、この教員を処分するのかどうかについては、客観的に見てどうだったのかという議論になることは当然教育委員会事務局としてはあるわけですがけれども、それではふだんから許容される範囲がどこなのかというような議論を学校現場と我々とでやっているかということになれば、それはそもそも許容される範囲というところを余り議論するというような場面はないことがございます。

2点目は別途お答え申し上げます。

○事務局（教育人事部参事）

先ほどお話のありました文部科学省の統計なども参考にしながら、場面ごとの状況などについても確認をさせていただきます。今回、口頭でお話をさせていただいて、詳しい資料につきましては次回提示させていただきたいと思っておりますけれども、例えば小学校ですと、場面としましては授業中というのが約8割となっております。当然場所としましては教室がほとんどであるということになります。

2番目、かなり差がありますが、2番目としては学校行事ということで、場面としましては運動場等というふうなことになってございます。

中学校につきましては約半数が授業中ということで、これも場所としては教室。それから次いで多いのが部活動ということになってございます。詳しい内容につきましては次回示させていただきたいというふうに思います。

○高橋委員

2点ほど申し上げます。まず1点は、先ほど聞き漏らしましたけれども、「あり」ということが判明して追加調査した結果から、体罰をした教員の年齢とか性別に何か特色ございますか。

○事務局（教育人事部参事）

年齢、性別も一応出しておりますけれども、小学校ですと男性のほうが多く、中学校は全て男性という状況になってございます。

年代については各年代からということになっていきますので、特徴的なものがあるかどうかということについてはもう少し分析をしてみたいなというふうに思っております。

○高橋委員

そのことを踏まえて1点だけ申し上げたいと思います。

私は体罰について、教員と保護者の捉え方が違うということは、これから具体的に指導を強めていくときに結構難しい問題ではないかと思っています。と申しますのは、若い先生方から、許しがたい生徒の行為・行動・発言があったというときに、自分としては耐え難いが手を出さず必死に我慢していると、生徒のほうで「先生、叩くなら叩け。叩いたりはやらないだろう」とか言って一層居直ったりするので、指導が非常に難しいというふうな話を聞くことがあります。生徒のほうが、体罰ができないことを十分知っていて、そういうことを言うようです。

体罰の問題というのは、教師対生徒間で、かなり微妙で難しい問題だと思います。体罰があつてはいけなけれども、指導の場面で教師を萎縮させてはいけないという別の難しい問題もあるわけです。今、そうした問題に関して、現場で議論され尽くし、一定の答えが出て指導が行われているかということ、私は必ずしもそうではないと思っています。そういった意味でやはり体罰の定義、許される指導、そういった限界というものは、保護者にもきちんと理解していただき、教師と保護者、あるいは地域社会の人々と広く共通理解を得る努力が大事ではないかと感じています。

○木村会長

こんなに仙台市の市教委でいろいろな通知を出したり研修をやっているのに、出てきたいじめの件数が多いなというふうには私は感じています。何人かの委員さん方からも出されましたが、それが浸透しているのか、本当に学校は自分たちのこととして、子どもたちを成長させるためにどうすればいいかという主体的な取り組みでなくて、上から一方的に下りてきたものをただやっているのかなというふうな気持ちを持ちました。その辺をどうしていくかは、今後、委員の皆様から議論をたくさんいただいて、いじめも体罰も根絶するような教育の場にしていかなくてはいけないなと思っています。

○氏家副会長

資料を頂戴してから目を通していて違和感があったものが今少し解けてきた部分があるのですが、いわゆる体罰の問題点に関して、コンプライアンスのほうからだけの観点ではバランスが悪いのではないかなという気がします。体罰が起り得るのは指導の流れなのではないかなと思います。

それで、恐らく今回ご提示いただいたコンプライアンスのほうの各種の資料を見ていても、多くの先生がこれをご覧になったときに思うのは、自分には関係ないと、俺はここまで悪いことはしていないと思う事項の一部に体罰の問題も列挙されているとすれば、先生方は体罰を完全に他人事として思ってしまったって、ご自身の指導のほうに生かそうというふうな気にはならないのではないかなという気がします。やはりコンプライアンスの観点と根っこは一緒なのだと思いますが、教員の指導の信念のようなものがあることを念頭に置くべきだと思います。様々な法令違反と体罰が同列で論じられて先生方に再研修として出されても、それは先生方からすれば、俺はここまで悪いことはしていないと割り切られて、ご自身の指導の姿勢に反映できず、本当の意味での行動の変化はもたらされないのではないかなというふうな気がしてしまいました。

昨今も、さまざまなハラスメント事案の話は、あれは私には関係ないと他人事のようにされていて、実は常日ごろから自分のまわりでも起こっていることがあったりします。コンプライアンスの視点からの研修と、個々の先生方自身の指導法や、先生方ご自身の人格を磨いてキャリアを重ねていく視点からの研修や、先生同士が気づき合えるような研修でも設定しないと、他人ごとのように思われてしまっているのではないかなとちょっと心配になり、残念に思いました。

こぼれ話で、余計な話ですが、今考えてみますと、私は昭和のころの男子校で、しば

しば先生方にぶん殴られて、一応ここまで曲がらないで何とか生きてきたなど今は思っているところですが、思ったのは、そのころの先生方の懐の深さみたいなものがあって、それなりに受けとめてくれる先生がおられて、厳しい中でもそれを受けとめていただけたのを時代も許してきたところがありました。それらは今ではまったく許されず、認められるものでもないですけれども、片方ではとにかく「余計なことはするな」という風潮が強まる中で先生方がどんどん萎縮する一方で、先生方も極力、自分の伸びやかな人間性は出さなくなるし、結果として心に響かない指導だけをしていけば、これはこれでまた振り子が違う方向に振れるのではないかなというふうな気がします。体罰を容認する気は全くありませんけれども、考え方としましては、体罰を超えるぐらいの人間味のある指導ができる先生をどうつくるかということを考えていかなないと、また違う意味でのボタンのかけ違いが起きるような気がいたします。

○庄司委員

感想程度の話ですが、ご家庭の保護者の方々と学校現場で体罰のイメージが違うというお話があったかと思いますが、極端な言い方をすると、恐らく懲戒権の話というのがどこまで入ってくるのかというところなのだろうと思うのですが、児童虐待防止法の関係もあって、結局、家であっても学校であっても体罰はだめだよというのは恐らく共通しているはずなので、しつくと称してたたくということが児童虐待につながっているというのが多いと聞いております。そうすると考え方として、基本的にはやはり子どもに対して体罰を加えるというのは、親であろうが学校の先生方であろうが、あるいは周りの大人であろうが、全て許されないというところから出発をしないと共通理解は得られない可能性はあるのではないかなという気はいたします。このあたりの話というと、恐らく法制度の話になってくるので、国会でも議論されたことがあるようではあるのですが、結局どこまで体罰というものを定義するのかというところによるという話になってしまうようなのですが、きちんと考えるということであれば、まず体罰はどのようなふうなものと考えているのか、少なくとも仙台市としてはどういうふうに考えているのかということをはっきりさせて、それを、別に学校に限る話ではなくて、虐待の場面というのが家庭内で起こるということも含めて体罰というのは広く禁止されているというところを発信していくということも考え方としては必要かなというふうな感想を抱きました。

○笹木委員

資料5－8ですけれども、下のほうに「学校評議員等の意見があればご記入ください

い」とありますが、5校中、ここに何か書いてあるのが2校分あり、一番目の小学校の学校評議員のご意見というのは、いろいろ中身がわかっているとお話をなさったことだろうと思える書きぶりですけれども、後ろから2校目では中学校の服務についての研修が、職員研修として計画的に行われていることについてのねぎらいが書かれており、これは別に中身のことを知らなくてもこれぐらいのことは書けるだろうと思います。評議員という制度があってそういう方がいらっしゃるならば、もう少し地域に開かれたというのか、コンプライアンスの研修会にそういう人にも年に1回ぐらい参加してもらおうとか、今の時代ですから、外部の目で見えていただくということも必要かと思っています。そういったことで教員のほうの研修会の内容の受けとめ方もひょっとすると違って来るかもしれませんし、外部の方、学校に関係する大人の方たちの啓発という意味合いにもつながっていくでしょうし、一緒にやっていますよねという感覚が出てくるといいような気がします。

○高橋委員

私も今、笛木委員のご意見に基本的には賛成です。資料3の第一次提言に係る平成30年度の実施状況の資料に、私が熱意を持っておりますコミュニティ・スクールの検討委員会が新年度の取り組み項目として示されています。ここに仙台版コミュニティ・スクールというふうに書いてありますが、全国にある何々版コミュニティ・スクールというのは、機能・権限という点で法律の骨抜きになっている例が多い。法律が期待しているのは、学校の運営改善ということが最大の眼目なわけです。ある部分については、校長にとっても大変辛口の発言が協議会委員から出てくるということを想定しているわけです。ですからある時期までは、はっきり言うと、どこの市町村も校長の抵抗があつてなかなか取り組めなかった。何が一番大変かという、私はいろいろなところで見えておりますが、校長にとって思いどおりにならないという警戒感や不安が大きいのです。もちろん、法律の規定にそってコミュニティ・スクールが運営されると、校長にとって抵抗感や不快感を覚えることが出てくる可能性もある。そのことが想定されています。だが、そうしなければ学校の運営改善というのは進まないというのが法制化の趣旨だと思うのです。

一方で、いわゆるモンスターペアレントに悩む都市部の自治体のコミュニティ・スクールでは、そういったモンスターペアレントとか、保護者や地域住民からこういう案件でクレームを受けていますということを校長が報告し学校運営協議会のメンバーの助力を得て解決につなげているという取り組みも報告されています。仙台市がこれから

新しくコミュニティ・スクールを研究し、立ち上げていこうというときには、体罰についても教職員と保護者、地域住民間にかなり理解の差、認識の違いがあることを確認し、そうした溝をうめる一つの大切な場として運営協議会を位置付けるという基本的な方向で、スピード感をもって整備を急ぐべきだと考えます。

○木村会長

体罰を防止するためには研修会に外部の力を入れるとか、あるいはコミュニティ・スクール、地域で学校を運営していくようなものが大事であろうというふうな意見が出されました。

○藤原委員

私どもの仕事として、体罰を認識したときに、直接ご本人さんにお伺いする場面もございます。体罰というのもそれぞれ難しく、まずは事実を確認する、事実確認というのが基本です。いつ、どこで、どのようにして、どのような場面で、どういったことで、どのようにたたいたのかとか、そういったものを一つ一つ全部確認をした上で、それが体罰なのかどうか、法的評価というのですけれども、それは通常は民法の709条というところに不法行為というのがあります、その中で、やった行為が体罰に当たるかどうか最終的にはマルかバツかに決めなくてはなりません。しかし、グレーゾーンというのが必ずありまして、事実認定を行って、それが例えばたたいた行為について、ちょっと頬をなでるぐらいにたたいたのか、もしくは振りかぶってたたいたのか、それからその子と教師との関係で、これまで数度そういった関係があって積もり積もってやったことなのか、思わずやってしまったのか、もしくは昔から「あのやろう」と思っていてやってしまったのかとか、そういった対応によって全然違ってきます。それがマルかバツかになります。

その行為について、事実が認定されたら、法的評価ということで体罰とまでは言えないとなれば、体罰ではないという結果になるのです。それも、各地の裁判例であります。私どもはそういったことをやっているのですが、多分先生方においては、子ども同士のいじめなりで暴力があったということで、それを事実認定するということについてはそれほど余裕はないのだと思います。「やったんでしょ。悪いんでしょ。じゃやるなよ」と、これは指導ですよ。多分そこが学校の先生方の本来の業務、主たる業務ですが、学校から離れて一般の方から見れば、細かい状況がわからないと思うのではないのでしょうか。なかなか私もうまく言えないのですけれども、そこの乖離があって、このアンケート結果もそうなのでしょうけれども、そこの溝が埋まらない

のかという気はしています。

これは学校という大きな組織と一般社会の中で、私もすごく悩むときがあります。ですから結論も出ていないのですが、そこがひとつ先生方、指導するに当たって何かのヒントになればなということでお話をさせていただきました。

○木村会長

資料5－8を見て、立派だと思います。立派ですけれども、やらざるを得ないのですけれども、学校としてこういうことだけやっていったらつまらない学校になるだろうなと思っています。職員会議のたび、これはだめだ、あれはだめだ、とやったとすれば、各委員から出されたように教員は萎縮する、じゃ何もしなければいいというふうな方向に行ったとしたら、かえってマイナスになってしまいます。いじめとか体罰を根絶するためにむしろ学校自身が主体的にならないとすごく難しいことだろうなと思っています。学校を経営する校長の意識、これをどうするかが大事かと思っています。今後それも含めて委員の皆様から意見をいただいて、具体的に実効性のあるものは何なのか、子どもにとって学校はどういうところであるべきなのかというようなことを、意見をいただきながら方向づけをしていければと思っています。

まだご意見が半分ぐらいだと思いますので、今日出された平成24年度の文部科学省の実態調査結果、他の都道府県と政令指定都市との比較、それから今回の調査との比較、あるいは今回の調査でまだ分析が進んでいないところも含めて出していただいて、次回もいじめを含めながらの体罰について議論を深めていければなと思っています。それが今後の方向づけの一つの土台になるのかなと思っています。

それでは、議事の（2）に移らせていただきます。

昨年度、第一次提言をまとめましたが、大変厳しい日程で進めなければなりません。とにかく30年度、できるだけ早く市の予算に反映させたいということで、委員の皆様からはかなり突っ込んだ意見を短期間に出していただきました。その中で、もう少し時間をかけてじっくり議論を深めたいという意見もございました。それから、予算の最終段階ということで1月ぎりぎりの第一次提言になってしまいました。その辺、今年度はいつごろまで最終提言をまとめれば、行政のほうで予算あるいは事業に反映させることができるか、事務局から教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

今の件ですけれども、10月から11月ころまでにご意見を集約いただければ、十分な反

映というものが可能かと思っております。

○木村会長

予算あるいは事業への反映に向けて、大変細かい作業があり、今、事務局から10月から11月ころとの話がありました。10月ごろにまとめるとすれば、この会議をそのところまでで一定の区切りにしたいと思っています。議論がこれからもっと委員の方々から出てくると思いますので、今後4回から5回前後になりますか。議事の進行によって開催回数を決めていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(一同・了)

(3)のその他で何かありますでしょうか。その他がないようでございますので、マイクを事務局のほうにお返ししたいと思います。ありがとうございました。

3 閉 会

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

本日の議事に関しまして、さらにご指摘ですとかご提案などありましたら事務局までご連絡をいただければと存じますので、またよろしく願いいたします。